

<帯状疱疹予防接種の助成額について>

●基本の助成額

≪医療機関が定める接種料金の半額≫

≪助成額上限 4,000 円≫

これらを比べて、どちらか金額が低いほうです。接種1回につき1度の助成です。

●下記の①②いずれかに該当する場合

≪医療機関が定める接種料金の半額≫

≪助成額上限 8,000 円≫

これらを比べて、どちらか金額が低いほうです。接種1回につき1度の助成です。

① 生活保護被保護者

・休日・夜間受診手帳を病院に提示する必要があります。

② 町民税非課税世帯

・予診票の裏に記入が必要です。

・世帯員全員分の直近の課税証明書を病院に提示する必要があります。

課税証明書はご自身での準備をお願いしています。
役場の税務課や町民課、豊間根支所、船越支所で取得できます。
1人分 300 円 手続きをする方の身分証明書が必要

※非課税世帯かどうかの確認をする場合は、税務課に直接お越してください。
電話ではお答えできません。

※課税証明書を用意しなくても、基本の助成額で接種を行えます。

非課税世帯の方へ

接種料金によっては、課税証明書を取得しないほうが出費を抑えられる場合があります。

例えば、接種料金が 8,601 円以下のときは、課税証明書の取得は不要です。

課税証明書の取得が推奨される世帯員数と接種料金

世帯員数	1人	2人	3人	4人
接種料金	8,602 円以上	9,202 円以上	9,802 円以上	10,402 円以上

課税証明書の取得は、この表を基準にして、必要に応じて行ってください。